

J60745-2-7 (H14)

手持ち型電動工具の安全
パート 2 : 不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項

この電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準は、
I E C 6 0 7 4 5 - 2 - 7 (1 9 8 9) に対応している基準である。

手持ち型電動工具の安全

パート 2：不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項

1. 適用範囲

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

1.1 置換：

この規格は、手持ち型装置にモーターが組み込まれた、不燃性液体の噴霧に使用されるスプレーガンに適用する。

2. 用語の定義

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

2.2.23 置換：

通常負荷とは、下記の条件の下でスプレーガンを運転した時に得られる負荷をいう。
往復動モーターが付いたスプレーガンは、満たされた容器を空にするのに十分な運転期間と工具のスイッチを切る 5 分間の休止期間から成るサイクルで、間欠的に運転する。運転中に最大入力に達するように製造者が添付した説明書に従ってスプレーガンを調整する。各運転期間の前に、2 %の乳化オイルを含む水を容器に満たす。
回転モーターが付いたスプレーガンは、容器を空にし、ホースと噴霧器を通常の使用の場合と同様に取り付けて、連続運転する。
通常負荷は定格電圧又は定格電圧範囲の上限に基づく。

3. 一般要求事項

パート 1 のこの項目を適用する。

4. 試験に関する共通事項

パート 1 のこの項目を適用する。

5. 定格

パート 1 のこの項目を適用する。

6. 分類

パート 1 のこの項目を適用する。

7. 表示

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

7.1 追加：

さらに、スプレーガンには下記の表示又は同等の警告表示を行わなければならない。
不燃性液体のみを使用

追加項：

- 7.101 スプレーガンには、ノズル部の高圧による安全性に関する潜在的な危険、有毒な噴霧物、防護服着用の必要性などについて十分な情報を提供する説明書を添付しなければならない。

8. 感電に対する保護

パート 1 のこの項目を適用する。

9. 始動

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

9.2 置換：

通常負荷の下でスプレーガンを運転する。
適否は9.1の試験により判定する。

10. 入力及び電流

パート 1 のこの項目を適用する。

11. 温度上昇

パート 1 のこの項目を適用する。

12. 漏洩電流

パート 1 のこの項目を適用する。

13. 無線及びテレビ妨害抑制

パート 1 のこの項目を適用する。

14. 耐湿性

パート 1 のこの項目を適用する。

15. 絶縁抵抗及び耐電圧

パート 1 のこの項目を適用する。

16. 耐久性

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

16.2 修正：

通常負荷でスプレーガンを運転する。

17. 異常運転

パート 1 のこの項目を適用する。

18. 機械的危険

パート 1 のこの項目を適用する。

19. 機械的強度

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

19.2 追加：

容器が破損しても依然として工具がこの規格の要求事項を満たすかぎり、容器の破損は無視する。

20. 構造

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

追加項：

- 20.101 スプレーガンは、スプレーガンのどの位置でも、容器、ホース、カップリング、並びにこれに類するものから漏れるおそれのある液体によって電気絶縁が影響を受けることがない構造でなければならない。

適否は16の試験の直後に目視検査により判定する。

21. 内部配線

パート1のこの項目を適用する。

22. 部品

パート1のこの項目を適用する。

23. 電源接続並びに外部可撓ケーブル及びコード

パート1のこの項目を適用する。

24. 外部電線用端子

パート1のこの項目を適用する。

25. アース接続

パート1のこの項目を適用する。

26. ねじ及び接続

パート1のこの項目を適用する。

27. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁物距離

パート1のこの項目を適用する。

28. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性

パート1のこの項目を適用する。

29. 耐腐食性

パート1のこの項目を適用する。

附属書 A
温度過昇防止装置及び過負荷保護装置

パート 1 の附属書を適用する。

附属書 B
電子回路

パート 1 の附属書を適用する。

附属書 C
安全絶縁変圧器の構造

パート 1 の附属書を適用する。

附属書 D
沿面距離及び空間距離の測定

パート 1 の附属書を適用する。
